

資料 11

障害者差別解消について

令和6(2024)年3月 障害福祉サービス等事業者説明会

栃木県保健福祉部障害福祉課

このページは空白です

共生社会

つくる

合理的配慮で



栃木県では、障害のある人もない人も共に支え合う共生社会の実現をより一層推進するため、**栃木県障害者差別解消推進条例を改正**し、**令和6年4月1日から施行**します。

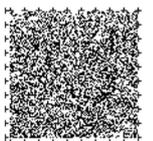


次のページで
詳しく説明するよ！



令和6年4月1日から

事業者による
合理的配慮の提供が
義務になります





事業者による合理的配慮の提供が義務になります

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの意思の表明があったときに、負担が重すぎない範囲でバリアをなくすことです。

障害のある人と事業者が話し合っ、共に対処策を検討しましょう（建設的対話）。

合理的配慮の具体例



お店で

難聴のため、筆談によるコミュニケーションをしたい

筆談に必要な紙やペン、タブレットなどを用意した



病院で

視覚障害があり、問診票に記入できないため、代わりに記入してほしい

事務職員が本人から症状などを聞き取り、問診票に記入した



公共交通機関で

車椅子を使用しているため、電車等の乗り降りで携帯スロープをかけてほしい

携帯スロープを用意した（用意できない場合は、複数の職員で持ち上げる対応をした）

※意思の表明には、障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合における、家族、介助者など、コミュニケーションを支援する方が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます



たのまれたら手伝おうってことだね！

また、困っていそうな人がいたら声をかけてみよう！
県では対応事例集を作成しているので参考にしてくね！



困ったときには相談してください

県では、障害者差別解消に関する相談窓口を設置しています。

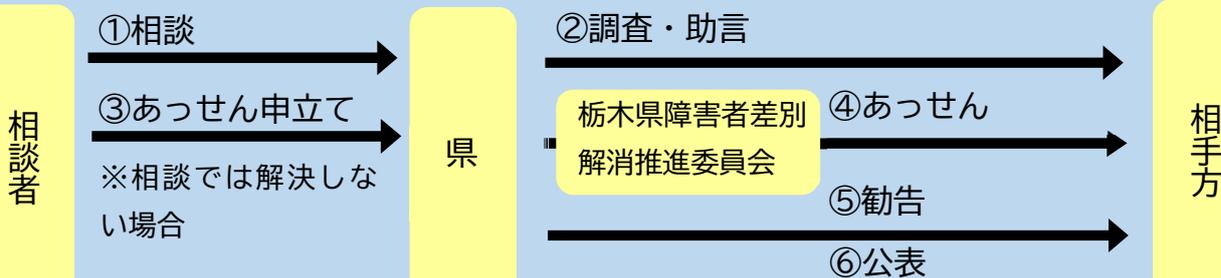
障害のある人、事業者どちらからも受け付けます。

また、相談しても解決しない場合は、あっせんの制度もあります。



お住まいの市町でも相談できるよ！

相談からあっせんの流れ



※⑤ 正当な理由なくあっせんを受諾しない場合

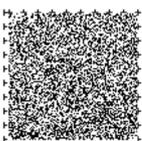
※⑥ 正当な理由なく勧告に従わない場合

■県の相談窓口

栃木県障害者権利擁護センター（平日 午前9時から午後5時）

電話：028-623-3139 FAX：028-623-3052 Email：tochigi-shougai-shakenri@dream.jp

市町の相談窓口の連絡先は県 HP に掲載しています▶

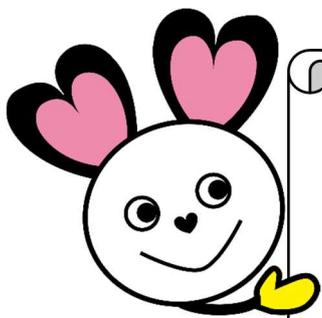


■このパンフレットに関する問い合わせ先

栃木県保健福祉部障害福祉課 企画推進担当

電話：028-623-3490 FAX：028-623-3052 Email：syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp





とちぎナイスハート推進
マスコットキャラクター
「ナイチュウ」

しょうがいしゃさべつかいしょう

障害者差別解消について

出前講座を実施します！

平成28（2016）年4月1日からの障害者差別解消法の施行にあわせ、栃木県においても栃木県障害者差別解消推進条例を施行しました。栃木県では、障害の有無に関わらず、共に協力して、身近なことから差別解消に取り組めるよう、制度や障害者への合理的配慮について知るための出前講座を実施しています。

出前講座は、県職員が直接出向いて、わかりやすく説明します。

費用は無料で、土日も実施しています。ぜひ、授業・研修等にご活用ください！！

出前講座にあわせて、障害のある方から体験談などを発表してもらう交流講座も実施しています。
申込みの際にご要望ください。



〈主な内容〉

○障害のある方について理解しましょう。

- ・障害のある方って手帳を持っている人？
- ・どんなことに困っているの？

○差別的取扱いは禁止、合理的配慮は努力義務（行政は義務）

- ・どんなことをすると差別的取扱いになるの？
- ・合理的配慮って具体的に何ですか？
- ・ペナルティはありますか？

○障害者差別を解消するためにわたしたちにできること

- ・障害や障害のある方を十分に理解すること
- ・「対話する→相互に理解する→協力して工夫する」こと

◎障害者差別解消の推進は、誰もが暮らしやすい「共生社会とちぎ」の実現に向けた重要な取組です。

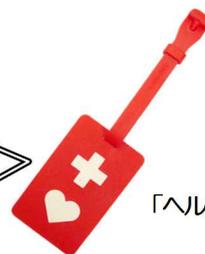
〈問い合わせ先〉 栃木県保健福祉部障害福祉課 企画推進担当 TEL：028-623-3490

FAX：028-623-3052

メール：syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp

「ヘルプマーク」って知っていますか？

外見からわかりにくい障害があることにより援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせるマークです。



「ヘルプマーク」

「とちぎ県政出前講座」 申込書

この様式をコピーして御利用ください。

年	月	日
---	---	---

団体等の名称					
(活動の概要または集会の目的)					
代表者	氏名		住所	〒	
連絡先	担当者	氏名		住所	〒
	電話番号				(携帯)※緊急の場合の連絡先として
	FAX番号				
希望テーマ	番号	67	テーマ	障害者差別解消について	
参加予定人数					
希望日時	年 月 日() 午 時 分~ 時 分				
実施会場	会場名				
	所在地		電話		
テーマを希望する理由及び詳しく説明を受けたい事項					
(講座に併せて実施する行事等)					



- ①この講座は、主として県政の説明を行うものであり、要望や苦情、交渉等をする場ではありません。趣旨を御理解の上、お申込みください。
- ②営利、宗教活動または政治活動を目的とする場合には、実施できませんので御理解ください。
- ③お申込み後、実施する担当課から、担当者欄に明記された方に連絡をし、打ち合わせをさせていただきます。業務の関係で、日程等の調整をさせていただく場合がありますので御承知願います。

- 必要事項を記入の上、郵送、FAX、Eメール等でお申込みください。
- 県のホームページからも「栃木県電子申請システム」により申込みできます。
<https://www.pref.tochigi.lg.jp>
- 御不明な点がある場合には、広報課までお尋ねください。

お問い合わせ先
栃木県県民生活部広報課 広報担当
 〒320-8501 (郵送の場合住所不要) 宇都宮市埜田 1-1-20
 TEL.028-623-2192 FAX.028-623-2160
 Eメール:kouhou@pref.tochigi.lg.jp

条例の概要

障害者に対する合理的配慮の中で最も重要な、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るため、『栃木県障害者コミュニケーション条例』を制定しました（施行日：令和4（2022）年4月1日）。

障害のある人もない人もお互いにコミュニケーションを図り、情報の取得が円滑になることで、共生社会の実現を目指します。

責務

けん 県	障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、実施します。
けんみん 県民	障害の特性に応じたコミュニケーション手段が広く利用されるよう、障害や障害者に関する理解を深めるように努めましょう。
じぎょうしゃ 事業者	障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするために必要な配慮をするよう努めましょう。

条例に基づく県の基本的な取組

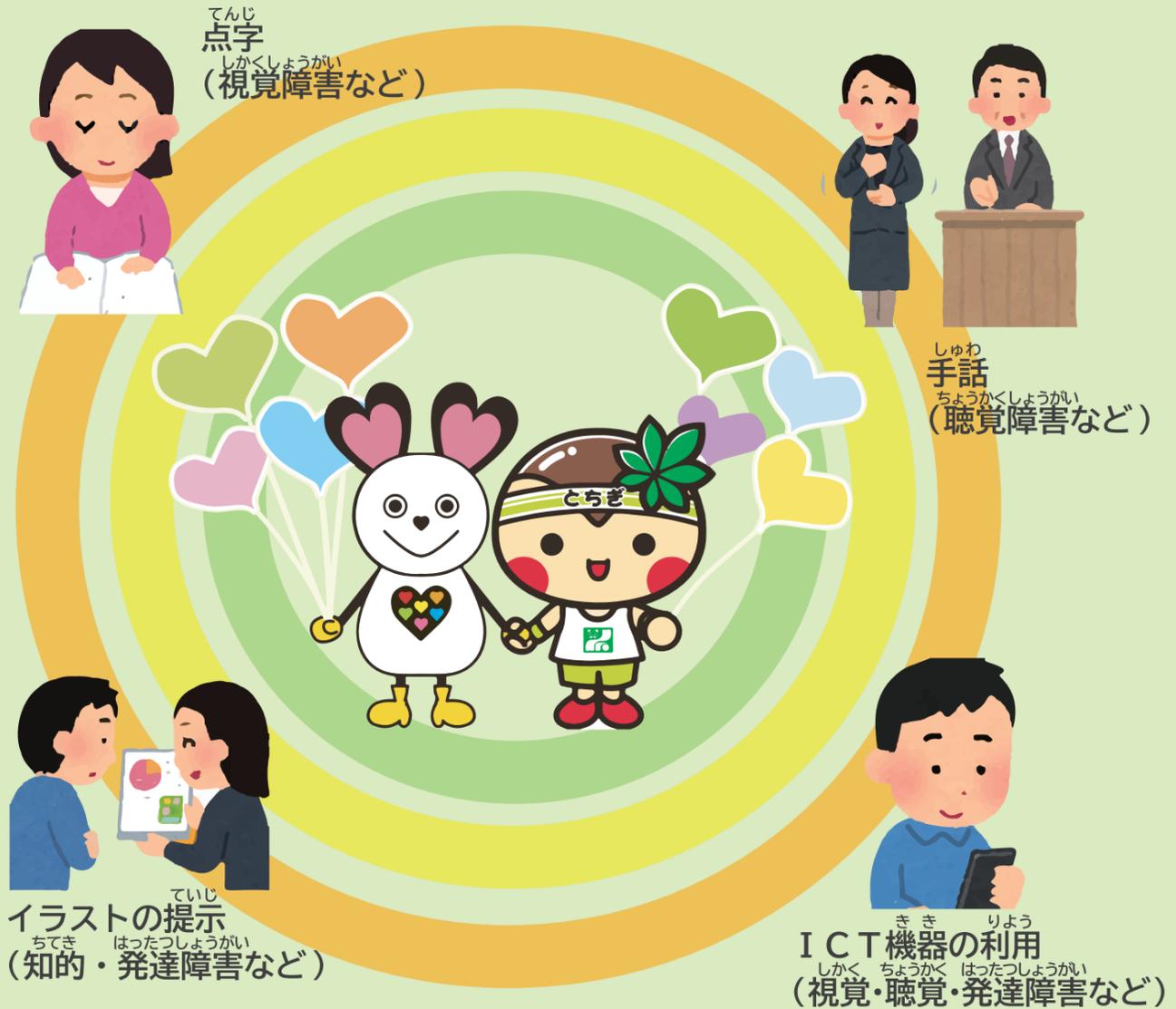
- 学校教育の分野における利用の促進
- 県民に対しての障害及び障害者に関する理解促進のための啓発活動、必要な知識・技能習得のための学習の機会の提供
- 県民及び事業者からの相談受付、情報提供等の実施
- 意思疎通支援者やその指導者の養成のための研修等の実施
- 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した県政情報等の発信
- 災害時等における情報取得や円滑なコミュニケーションのための連絡体制の整備



『共生社会とちぎの実現に向けて』

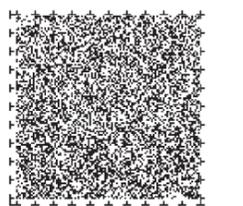
栃木県障害者コミュニケーション条例

正式名称は『栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例』です



とちぎけん 栃木県
いちご一会とちぎ大会
第22回 全国障害者スポーツ大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

このチラシには、音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。スマートフォン専用アプリなどで読み取ると、音声で内容が確認できます。



音声コード

【発行】栃木県保健福祉部障害福祉課
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20
【電話】028-623-3490 【ファックス】028-623-3052
【メールアドレス】syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp

障害の特性に応じた配慮と主なコミュニケーション手段

同じ障害でも、必要とするサポートは人それぞれ異なります。また、その時の状況でも必要なサポートは異なるため、都度確認しながら、サポートを行うようにしてください。

聴覚障害

聞こえづらい、全く聞こえないなど聴覚に障害がある状態です。聞こえの程度・聞こえなくなった時期・その時の状況により意思疎通方法も様々です。

- 【どんな配慮が必要ですか】**
- ・その方に合ったコミュニケーション方法を確認してください。
 - ・話すときは、口の動きや表情が分かるように、正面から、はっきり話してください。
 - ・連絡先は電話番号だけでなく、メールアドレスやファックス番号も記載してください。
 - ・音による情報には、字幕や手話をつけてください。

- 【主なコミュニケーション手段】**
- ・手話
 - ・筆談
 - ・要約筆記



手話

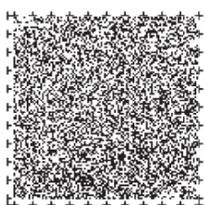
失語症

脳の言語機能が損傷することで、「聴く」「話す」「読む」「書く」といった言葉の働きに影響がある状態です。

- 【どんな配慮が必要ですか】**
- ・ゆっくりと短い言葉で話す、イラストを用いるなど、本人の状態に応じた方法を心がけましょう。

【主なコミュニケーション手段】

- ・短い言葉
- ・表情、身振り
- ・手振り



音声コード

視覚障害

見えづらい、まったく見えないなど視覚に障害がある状態です。見えづらさの中には、特定の色が分かりにくい、見える範囲が狭い、細部がよくわからないなど様々な状態があります。

- 【どんな配慮が必要ですか】**
- ・周囲の状況を伝えるときは、具体的に説明してください。
 - ・突然体に触れず前方から「何かお手伝いできることはありますか。」と声を掛けてください。
 - ・日常生活を営む時、周囲の話題や情報が分からないので教えてあげてください。
 - ・会議等の配布資料は、参加者の希望を確認し、点字版・拡大文字版を準備するなど配慮を心がけましょう。

- 【主なコミュニケーション手段】**
- ・点字
 - ・音訳
 - ・代筆
 - ・代読
 - ・拡大文字 (22 ~ 28 ポイント程度)

肢体不自由

手足や体の機能に障害がある状態で、発声に関する器官の麻痺や不随意運動により、コミュニケーションが取りにくくなる場合があります。

- 【どんな配慮が必要ですか】**
- ・困っているときは声を掛けてください。
 - ・話が聞き取りにくい場合は、ていねいに確認してください。

- 【主なコミュニケーション手段】**
- ・意思伝達装置(本人の意思を、体の一部分の動きを感知して文字や音声であらわす機器)

もう盲ろう

視覚と聴覚の両方に障害がある状態です。障害になった経緯により、意思疎通方法も様々です。

- 【どんな配慮が必要ですか】**
- ・その方に合ったコミュニケーション方法を確認してください(通常、家族や通訳介助者が同伴しています)。
 - ・一人の時は、軽く肩を叩く等してから、手のひら書き等により状況を確認します。

- 【主なコミュニケーション手段】**
- ・触手話
 - ・指点字
 - ・手のひら書き



知的障害

知的な機能の発達に障害がある状態です。複雑な会話や抽象的な言葉を理解することが苦手などの特徴があります。

- 【どんな配慮が必要ですか】**
- ・具体的な言葉で話し、比喻等を使わないようにしてください。場合によっては、絵や図等を用いてください。
 - ・落ち着いて、やさしく聞いてください。
 - ・本人の理解度に合わせ、ていねいに、繰り返し説明してください。

- 【主なコミュニケーション手段】**
- ・ルビを振った文字
 - ・コミュニケーション支援ボード(文字やイラスト等を指さして意思疎通をはかるツール)



※ここで紹介しているものは一例であり、他にも様々な障害や意思疎通手段があります。
※このリーフレットは、障害者就労支援事業所からの優先調達により印刷しています。

精神障害

精神疾患等により、日常の様々な活動や社会参加をする上で困難がある状態です。

- 【どんな配慮が必要ですか】**
- ・幻覚・妄想等がある場合は、内容を頭から否定したり無理に訂正しないでください。
 - ・慌てず焦らず、ゆっくり、ていねいに話してください。
 - ・先入観を持たず、穏やかな口調で安心感を与える対応を心がけてください。

- 【主なコミュニケーション手段】**
- ・否定せず傾聴する

発達障害

認知や言語、社会的能力などに得意・不得意がある状態です。一人ひとり特性が異なりその方に合った配慮が必要です。

- 【どんな配慮が必要ですか】**
- ・曖昧な表現は使わず、やさしく、はっきり、短い言葉で伝えてください。
 - ・小さな変化でも不安を感じやすいため、予定変更等は事前に説明してください。

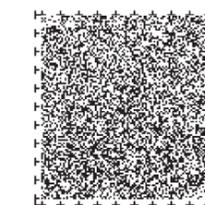
- 【主なコミュニケーション手段】**
- ・短い言葉、具体的な表現

詳しくはホームページにて御確認ください。

栃木県 障害者コミュニケーション条例



検索



音声コード